



飯田市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、公金の収納の事務を行わせる者を指定し、及び当該事務の委託をしたので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年4月22日

飯田市長 佐藤 健



- 1 指定公金事務取扱者の名称
地方公共団体情報システム機構
理事長 椎橋 章夫
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
東京都千代田区一番町25番地
- 3 委託した公金事務に係る歳入等
飯田市手数料条例（平成12年飯田市条例第3号）に規定する次に掲げる手数料
 - (1) 戸籍法第120条第1項の規定による戸籍証明書の交付
 - (2) 住民基本台帳法第12条の規定による住民票の写しの交付
 - (3) 住民基本台帳法第20条の規定による戸籍の附票の写しの交付
 - (4) 飯田市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和50年飯田市条例第42号）第9条の規定による印鑑登録証明書の交付
 - (5) 所得に関する証明書の交付
- 4 指定公金事務取扱者の指定をした日
令和6年4月1日
- 5 歳入等の公金事務を委託した日
令和6年4月1日